

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例施行規則

平成 9 年 6 月 1 7 日
公安委員会規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成 9 年東京都条例第 68 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(届出書の提出方法)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）への届出は、当該届出に係る営業所、事務所又は自動販売機を設置する場所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する警察署の長に対して行うものとする。

2 条例第 7 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定による届出をしてデートクラブ営業又は利用カード販売業を営む者が、複数の営業所等を異なる警察署の管轄区域内に設置している場合において、当該複数の営業所等について次に掲げる届出を同時に行おうとするときは、前項の規定にかかわらず、いずれか一つの営業所等の所在地を管轄する警察署の長に対して行うことができる。

- (1) 営業の廃止
- (2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項第 1 号並びに次条第 3 項第 1 号、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項の変更

(営業の開始の届出)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、デートクラブ営業開始届出書（別記様式第 1 号）を正副 2 部提出して行わなければならない。

2 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、利用カード販売業開始届出書（別記様式第 2 号）を正副 2 部提出して行わなければならない。

3 条例第 7 条第 1 項第 3 号及び第 15 条第 1 項第 5 号に規定する公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 営業を営もうとする者が個人である場合は、本籍（外国人にあっては国籍）、生年月日及び電話番号
- (2) 営業所等の代表電話番号
- (3) 営業の形態
- (4) 営業を開始しようとする年月日
- (5) 営業時間
- (6) 営業所等における業務の実施を統括管理する者（営業を営もうとする者を除く。以下「統括管理者」という。）の氏名、住所、生年月日及び電話番号
- (7) 営業に使用する電話番号

- (8) 営業所等の構造及び設備の概要
- (9) 営業を営もうとする者が法人である場合は、役員の氏名、住所、本籍（外国人にあっては国籍）、生年月日及び電話番号
- (10) 利用カード販売業を営もうとする者にあつては、利用情報により役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業等に係る営業者の氏名（法人にあつては、さらに代表者の氏名）

4 条例第7条第1項又は第15条第1項の規定による届出を行う場合は、次に掲げる書類各1部を添付しなければならない。

- (1) 営業所等の平面図及び営業所等の周囲の略図
- (2) 営業を営もうとする者が個人である場合は、住民票の写し
- (3) 営業を営もうとする者が法人である場合は、定款及び登記簿の謄本並びに役員に係る前号に掲げる書類
- (4) 統括管理者に係る第2号に掲げる書類
- (5) 営業所等の使用について権原を有することを疎明する書類

（営業の廃止の届出）

第4条 条例第7条第2項又は第15条第2項の規定による営業の廃止の届出は、デートクラブ営業及び利用カード販売業の廃止届出書（別記様式第3号）を正副2部提出して行わなければならない。

（営業の変更の届出）

第5条 条例第7条第2項又は第15条第2項の規定による営業の変更の届出は、デートクラブ営業及び利用カード販売業の変更届出書（別記様式第4号）を正副2部提出して行わなければならない。この場合において、第3条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものを添付するものとする。

2 一つの警察署の管轄区域内に設置している複数の営業所等について同時に変更の届出をする場合において、前項後段の規定により届出書に添付しなければならない書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を届出書のいずれか一つに添付することができる。

3 第2条第2項の規定により一つの営業所等の所在地を管轄する警察署の長に届出をする場合において、第1項後段の規定により届出書に添付しなければならない書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を当該一つの営業所等に係る届出書に添付することができる。

（青少年立入禁止の表示）

第6条 条例第7条第3項の規定による表示は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第7条第3項の規定に基づく表示（別記様式第5号）により行うものとする。

（利用カードを販売する自動販売機への表示）

第7条 条例第15条第3項の規定による表示は、東京都デートクラブ営業等の規制に

関する条例第 15 条第 3 項の規定に基づく表示（別記様式第 6 号）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、既に別記様式第 6 号の表示をしている自動販売機により利用カードの販売を行うときの表示は、同様式に代えて別記様式第 7 号により行うことができる。

（指示、停止及び廃止）

第 8 条 条例第 12 条及び第 15 条の 6 に規定する指示は、指示書（別記様式第 8 号）を交付して行う。

- 2 条例第 13 条第 1 項及び第 2 項並びに第 15 条の 7 第 1 項及び第 2 項に規定する営業の停止の命令は、営業停止命令書（別記様式第 9 号）を交付して行う。
- 3 条例第 13 条第 3 項及び第 15 条の 7 第 3 項に規定する営業の廃止の命令は、営業廃止命令書（別記様式第 10 号）を交付して行う。

（聴聞の手続）

第 8 条の 2 条例第 14 条第 2 項（条例第 15 条の 8 において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（従業員名簿）

第 9 条 条例第 16 条に規定する公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性別
 - (2) 採用年月日
 - (3) 従事する業務の内容
 - (4) 退職（死亡を含む。）の年月日及びその事由
- 2 デートクラブ営業又は利用カード販売業を営む者は、従業員が退職した日から 3 年間は、当該従業員に係る従業員名簿を備えておかなければならない。

（身分証明書）

第 10 条 条例第 17 条第 3 項に規定する証明書の様式は、別記様式第 11 号のとおりとする。

（除却その他必要な措置命令）

第 11 条 条例第 19 条第 1 項の規定による広告物の除却その他必要な措置の命令は、除却等措置命令書（別記様式第 12 号）を交付して行う。

（保管、返還及び廃棄の手続）

第 12 条 条例第 19 条第 5 項の規定により除却したはり札又は立看板（以下「除却広告物」という。）の保管、返還及び廃棄は、当該除却広告物を表示してあった場所を管

轄する警察署の長が行うものとする。

- 2 除却広告物を保管した警察署長は、当該除却広告物について権原を有する者に対し、当該除却広告物を保管している旨及び 7 日以内に引き取るべき旨を通知するものとする。ただし、権原を有する者の氏名及び住所が明らかでない場合は、当該除却広告物の種類、表示内容、数量、除却した日時及び場所並びに 7 日以内に引き取るべき旨を、当該警察署の掲示板に掲示して公示することにより、通知に代えるものとする。
- 3 除却広告物の返還の請求は、当該除却広告物を保管する警察署長に対し、除却広告物返還請求書（別記様式第 13 号）及び当該除却広告物について権原を有することを疎明する書類を提出して行うものとする。
- 4 警察署長は、保管した除却広告物について、第 2 項の規定により通知した日又は公示した日から 7 日以内に、権原を有する者から当該除却広告物の返還の請求がない場合は、これを廃棄することができる。

附 則 （略）